

賃金デジタル払いの改正省令公布 口座残高の上限100万円などの制限

賃金デジタル払いは、デジタルマネーで給与を受け取れる新たな方法だが、厚生労働省は11月28日、賃金をデジタルマネーの取扱業者の口座で受け取ることに係る労働基準法の改正省令を公布した。賃金については、原則の現金払いのほか、これまで認められていた銀行口座と証券総合口座に加えて、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への振込みが可能となる。

改正省令の施行は2023年4月1日となる。賃金は、原則、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならないとされており、労働基準法施行規則において、使用者は、労働者の同意を得た場合には(1)当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み又は(2)当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の預り金への払込みにより賃金を支払うことも認められている。

労働基準法の改正省令では、(1)(2)に加え、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることから、労働者の同意を得た上で、一定の要件を満たした場合には、労働者の資金移動業者の口座への賃金支払を可能とすることとした。ただ、口座残高の上限を100万円とするなどの制限があり、利便性に課題を残す。また、解禁に当たり、給与振込みを受ける資金移動業者には厳しい制限を課している。

税理士試験の合格者数は620人 最難関科目は消費税法の11.4%

国税庁が公表した2022年度税理士試験結果によると、合格者は前年より35人(6.0%)多い620人。第72回目となる今回の税理士試験は、前年から5.7%増の2万8853人が受験した結果、一部科目合格者は同9.9%増の5006人で、合格科目が5科目に達し税理士資格を取得した者は620人、うち、女性は全体の30.2%に当たる187人。一部科目合格者を含めた合格率は同0.7ポイント増の19.5%だった。

合格者を学歴別にみると、「大学卒」が493人で最も多く、前年比58人増と全体を押し上げた。次いで「専門学校卒」が59人、「高卒・旧中卒」が44人、「短大・旧専卒」16人、「大学在学中」が0人、「その他」が8人となっている。

年齢別では、最多が「41歳以上」で274人と全体の44.2%を占め、以下、「31～35歳」の114人、「36～40歳」の112人、「26～30歳」の82人、「25歳以下」の38人の順だった。

11科目ある試験科目の平均合格率は、前年(16.5%)を0.2ポイント上回る16.7%。科目別では、「簿記論」が前年を6.5ポイント上回る23.0%でトップとなって全体の合格率を引き上げ、次いで、「固定資産税」が18.4%、「住民税」が17.2%で続いた。一方、最低は昨年に引き続き「消費税法」が11.4%で最難関科目となった。

ほかの主な科目では、「法人税法」12.3%、「所得税法」14.1%などとなっている。